

## 「吉野川水系河川整備計画【原案】公聴会」の 傍聴者の皆様へ 傍聴にあたってのお願い

傍聴者は会場内において、別添の「吉野川水系河川整備計画に係る公聴会の傍聴規定」のほか、次の事項を遵守して下さい。

- ①ビラ、資料等の配布をしないで下さい。
- ②吉野川水系河川整備計画【原案】公聴会の中での発言はできません。ご意見・ご質問がある方は、意見記入用紙にご記入のうえ受付の回収箱に投函下さい。パブリックコメントとして、取り扱わせて頂きます。
- ③本会場内は禁煙です。休憩中等の喫煙は、7F又は3Fフロアの喫煙所にてお願いいたします。喫煙場所には看板が立ててあります。それ以外の場所での喫煙はご遠慮下さい。
- ④館内へは飲み物の持ち込みは構いませんが、弁当等については禁止です。

事務局：国土交通省 四国地方整備局